

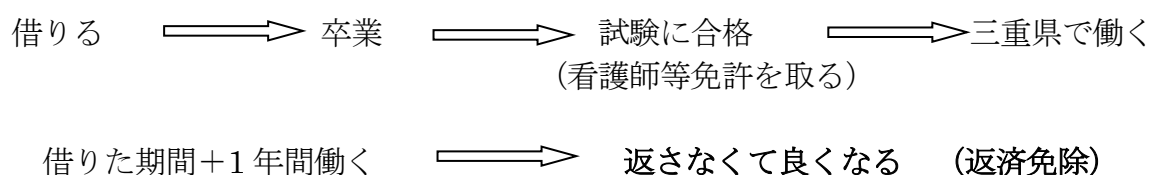
1 修学資金貸与の概要

三重県の病院等で働きたい方は、修学資金が借りられます

(1) 修学資金の目的

県内における看護職員の充実を図るため、看護系大学に在学（就業義務を課す他の貸付金等を受けている方または受けようとする方、県内の大学に在学している方については、県内出身の方を除く）し、卒業後に県内で、下記の一覧の1または2の施設において、看護職員の業務に従事しようとする方に対して修学資金が貸与されます。

(2) 修学資金の流れ



(3) お金を返さなくてよくなるには（返済免除条件）

- ① 卒業後1年以内に看護師等免許を取得する。
- ② 県内の下記の「返済免除の対象病院等」で勤務する。
- ③ 決められた年数を勤務する。
「返済免除の対象病院等」で借りた期間+1年間勤務する。
※例えば、3年制課程であれば+1年で4年間務めれば良い

(4) その他

詳しくは、次のページ以降をご確認ください

○ 返済免除の対象病院等

次のページの一覧を参照してください

※県内の1から8に該当する施設を「指定機関等」といいます。

- 1 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく許可病床数が200床未満の病院
- 2 医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病床数のうち精神病床数が80%以上を占める病院（上記1に該当するものを除く。）
- 3 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- 4 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設（同法第7条第2項に規定する重症心身障害児に対し治療を行う施設に限る。）
- 5 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（上記4に該当するものを除く。）
- 6 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施

設（※介護老人福祉施設は対象外。）

7 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護に限る。）を行う事業所（上記1から6までの施設において3年以上の実務経験を有すること。その実務経験は、貸与期間+1年間の看護職員の業務に含めて算定して差し支えない。）

8 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院

令和7年3月現在

1、医療法に基づく許可病床数が200床未満の病院	
青木記念病院	津生協病院
医療法人桑名病院	遠山病院
もりえい病院	医療法人 永井病院
山崎病院	三重県立一志病院
ヨナハ丘の上病院	三重県立子ども心身発達医療センター
日下病院	医療法人 吉田クリニック
北勢病院	若葉病院
医療法人 石田胃腸科病院	榊原白鳳病院
医療法人徳新会 四日市徳新会病院	独立行政法人国立病院機構 榊原病院
医療法人 富田浜病院	榊原温泉病院
医療法人尚豊会 みたき総合病院	森川病院
医療法人社団 山中胃腸科病院	医療法人寺田病院
四日市消化器病センター	医療法人 桜木記念病院
医療法人誠仁会 塩川病院	医療法人全心会伊勢ひかり病院
白子ウィメンズホスピタル	花の丘病院
高木病院	三重ハートセンター
亀山回生病院	三重県厚生農業協同組合連合会大台厚生病院
亀山市立医療センター	町立南伊勢病院
田中病院（亀山市）	玉城町国民健康保険玉城病院
井上内科病院	伊勢田中病院
医療法人倉本病院 倉本内科病院	国民健康保険志摩市民病院
鈴鹿医療科学大学附属 桜の森病院	豊和病院
岩崎病院	長島回生病院
第二岩崎病院	長島中央病院
大門病院	第一病院
武内病院	尾鷲総合病院

2、医療法に基づく許可を受けた病床数のうち精神病床数が80%以上を占める病院 ※1に該当する病院を除く
医療法人社団橘会 多度あやめ病院
東員病院
大仲さつき病院
水沢病院
総合心療センターひなが
三重県厚生農業協同組合連合会鈴鹿厚生病院
鈴鹿さくら病院
三重県立こころの医療センター
医療法人 久居病院
一般財団法人信貴山病院分院上野病院
南勢病院
医療法人紀南会熊野病院

3、児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設（重症心身障害児に対し治療を行う施設）
独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院
独立行政法人国立病院機構三重病院
済生会明和病院なでしこ障害児入所施設

4、医療法に規定する診療所
5、児童福祉法に規定する指定発達支援医療機関 ※3の一部と重複
6、介護保険法に基づく介護老人保健施設
7、介護保険法に基づく訪問看護事業所 （1～6の機関において、3年以上の実務経験を有すること。 なお、その実務経験は修学資金の返還免除となる「貸与期間+1年間」に算入できる。）
8、介護保険法に基づく介護医療院